

第5期（平成28～29年度）第6回日進市自治推進委員会 議事録

日 時 平成29年8月9日（水） 午後3時から午後5時まで
 場 所 日進市役所本庁舎4階第1会議室
 出 席 者 昇秀樹（会長）、塩崎紀幸、林かぐみ、高平和彦、鈴木知代子、若松正樹、財部剛
 欠 席 者 伊藤三郎（副会長）、杉山知子
 事 務 局 金山敏和（企画部長）、水野隆史（企画政策課長）、川合陸仁（企画政策課課長補佐）、
 野村圭一（企画政策課市政戦略係長）、秋山純一（企画政策課市政戦略係主事）

説明の為に

出席した者 石川誠司（総務課長）、伊藤美乃里（総務課課長補佐兼行政係長）

傍聴の可否 可

傍聴の有無 あり（1名）

次 第 1 開会

2 あいさつ

3 議題

（1）日進市自治基本条例の検証について

・自治基本条例の条文の検証（第15条～第29条）

（2）日進市自治基本条例の周知啓発について

（3）日進市個人情報保護条例の一部改正について

4 その他

5 閉会

配 付 資 料 資料1 日進市自治基本条例マンガ版パンフレットについて

資料2 日進市個人情報保護条例の一部改正について

※（前回配布資料）資料2 日進市自治基本条例検証シート

発 言 者	内 容
	1 開会
	2 あいさつ
	3 議題
会 長	それでは、議題（1）「日進市自治基本条例の検証について」、担当課から説明をお願いします。
企 画 政 策 課	（前回配布資料2に沿って第5章の説明）
会 長	今の担当課の説明に関して質疑・意見等がありますか。
会 長	例えば知的障害のある子どもとその親御さんに対して、「能力に応じた役割を果たすことができる」という表現は差別的にとられないのでしょうか。年齢的な能力に応じてということと言い換えていると考えていいのでしょうか。
企 画 政 策 課	同じ10歳のお子さんでも、成長の度合いが違ってきますので、一人ひとりの能力に応じて役割を果たしてほしいという意味でこのような表現にしたと考えていただければと思います。障害をお持ちのお子さんでもその子に応じた参加を

発 言 者	内 容
	していただければと思います。できないことにスポットをあてるよりも、できることにスポットを当てて考えていただければと思います。
会 長	私も後ろ向きに考えなくていいとは考えていますが、人によってはこのような表現を嫌だと感じる人がいるかもしれません。
企 画 政 策 課	条例の解説で、補足することはできます。
委 員	私は素直に読めば、年齢に応じた能力と判断できると思います。
委 員	能力に応じた役割を果たすということは当たり前のことであるので、わざわざこの条文を書く必要がないのかもしれませんが。
会 長	条文を変えるまでのことは必要ありませんが、条例の解説の中で説明の仕方を検討していいかもしれません。 第15条第4項に関連して、市の執行機関は誰もが参加しやすい多様な工夫と環境づくりを行うよう努力していただいていることは把握していますが、市議会には例えば議会報告会などで市民が参加しやすいような工夫はなされているのでしょうか。
企 画 政 策 課	議会基本条例に基づいて年に1回議会報告会を開催しています。
会 長	市議会と市の執行機関が両輪となってこの条項を遵守しているのですね。
委 員	議会報告会ですが、年に1回、それも短時間の開催であり、私は実際に参加しましたが、意見を言う時間は非常に短かったです。
会 長	本委員会は市長の附属機関であり、今議論しているのは、自治基本条例そのものの検証ですが、この条項に関連して言えば、市議会は誰もが参加しやすい多様な工夫と環境づくりに努めているもののまだまだ工夫の余地があるので、より一層取組を推進していただきたいと意見を言うことは可能でしょうか。
企 画 政 策 課	市長の附属機関から議会に対して意見を言うことはできませんが、委員会としてこのような意見があったという報告はできます。
会 長	本委員会から直接議会に意見を言うことはできないので、市長の附属機関として市長に意見を言い、市長から議会側にこのような意見があったので留意していただきたいと報告する流れになります。
委 員	市民が市政に参加する場や機会が少ない、という意見ということでよろしいでしょうか。
会 長	市の執行機関は、市民が市政に参加する場や機会を提供しているが、市議会は市の執行機関と比べると少ないので、もう少し頑張っていただきたいという意見だと思います。
委 員	具体的にどのように足りないのでしょうか。
会 長	他の議会の事例だと、議会説明会を年に複数回開催したり、地区毎あるいは分野毎に開催したりしています。このため、日進市議会の取組は、自治基本条例で期待しているレベルから見ると工夫の余地があるのではないかということになると思います。ただ、自治基本条例や議会基本条例が制定されることによって、議会報告会が開催されるようになったことは前進だと思います。

発 言 者	内 容
企 画 政 策 課	議会報告会については、最初は説明会方式であったものを、市民と意見交換ができるようにしたりするなど、回を重ねる毎に改善されているようです。
会 長	<p>議会報告会が開催されるようになったことは評価できるとした上で、他の議会では本市以上の取組をしているので、今後に期待するといったような内容で市長に答申する形にすればいいと思います。可能であるならば、市長から議会へこの旨を伝えていただきたいと思います。</p> <p>話は変わりますが、子どもの参加について第15条第2項や第3項で特記していますが、子どもに特化した市民参加の手法はとられているのでしょうか。</p>
企 画 政 策 課	自治基本条例の委任条例ではないですが、未来をつくる子ども条例があり、この中でいくつか細かな規定をしております。
会 長	自治基本条例第15条第2項、第3項の2項で子どもの市民参加を強調しているということは、子どもの市政への参加を期待している表れであると思います。自治基本条例制定前と制定後で、子どもが市政に参加できる機会について変化があったかどうかということが重要になります。
企 画 政 策 課	未来をつくる子ども条例を検討する際には子どもだけのワークショップを開催したりするなど、子どもを中心に制定しました。また、この条例の前文では子どもにもわかりやすいように平易な表現を使っていたりしています。
会 長	担当課に第15条第2項や第3項の趣旨を踏まえた取組が実施されているかを確認していただき、子どもが参加できるような取組をしているのならば問題ないですし、足りないということであるならば、第15条第2項や第3項の趣旨を踏まえた取組を実施していただきたいという答申になると思います。
企 画 政 策 課	(前回配布資料2に沿って第6章の説明)
会 長	法律や条例は、国民や市民が守らなければならないルールについて規定されているので、名宛人は国民や市民となります。一方で憲法や自治基本条例は、主権者である国民や市民が行政や議会に対して出した命令となります。日進市の人口は9万人程ですが、全員が市政運営に参加することはできないので、選挙で市長や市議会議員を選出し、市政運営を託すこととなります。つまり信託することになるのですが、この時に無条件に信託するのではなくて、こういうことを守ったら信託しますという条件をつけることとなります。これが自治基本条例であり、条文に書いている内容を守っていただければ、市政運営を市長や市議会に信託しますということになります。第6章にはこの意味合いが含まれて、情報公開をなさし、個人情報適切に扱いなさいという規定となっていていいです。この第6章に規定されている内容については市の執行機関は適切に運用しているということですのでよろしいでしょうか。
企 画 政 策 課	前回の会議の中で、年1回広報にっしんに掲載している決算・予算などの財政状況について、もう少しわかりやすくしてほしいという意見をいただきました。実施しているからよしとするのではなく、より良いものを目指していくことを常に市の執行機関は考えていかなければいけないと思います。

発 言 者	内 容
委 員	地方公会計の導入により新しい財務書類ができるのでしょうか。
企 画 政 策 課	平成28年度の決算から統一的な基準に基づく財務書類を公表することが始まります。
会 長	これまで東京都方式、総務省方式などいくつかの財務書類の様式がありましたが、全国統一の様式にまとまったこととなります。今後は全自治体で同じ様式に基づき財務書類ができあがりますので、自治体間比較が行いやすくなります。
企 画 政 策 課	平成28年度決算に係る議会がこれから開催されますので、その後、市のホームページ等で公開されると思います。
委 員	日進市のホームページにはどのくらいのアクセス数があるのでしょうか。
企 画 政 策 課	年間約140万件のアクセスがございます。
委 員	第16条に話が戻りますが、条例制定当時は、NPOの数が随分増えてきて従来の住民自治組織とNPOとの二項対立的な意味合いでとらえるようになってきた時期だと思います。私がこの条文を初めて見た時に感じたことですが、コミュニティ活動という言葉を使って2つの組織を上手にまとめられているなと感じました。この条例が制定されてからある程度年数が経ち改めて見てみると、大きな社会情勢の変化はないものの、益々市民自治活動が求められてきているようになってきていると感じます。つい先日も地域福祉の担当の方にお話を伺って、つどいの場などに手を挙げる主体は、例えば従来の住民自治組織の場合もあるし、有志の方が集まったグループもあるし、NPOもあるだろうし従来の二項対立の図式ではなく、様々な主体ができていると感じています。南ヶ丘まちづくり協議会は、住民自治組織という性格を持ちながら、ボランティアな性格を持ち合わせております。このような多様性が生まれている中で、市と区の関係は区長設置条例があるため従来の関係どおりとなるとと思いますが、その他の組織については、もっと自由な関係性を生み出せるようにしていければいいと感じています。
会 長	第16条第1項や第2項に書いてあるような、住民自治組織等によるコミュニティ活動やNPO等によるコミュニティ活動、ボランティア活動に収まりきらないような活動主体があるのか、ないのか、また現時点で条文に書いてある表現が適切であるのかどうかという意見だと思いますがいかがでしょうか。
委 員	特に感じたのは地域福祉の分野における市民の自発的な動きと本条例の趣旨の間に収まりが悪いような感じがします。
委 員	私もそのとおりだと思います。日進市では地域包括ケアを推進していますが、この中で求められているのが、地域内での相互支援ということになります。条例ではコミュニティを地縁型とNPO型の2つあるとしています。今後は地域でのコミュニティが求められると思います。私が所属する南ヶ丘まちづくり協議会は中間的な組織だと思いますが、非常に任務が大きくなってきています。最終的に地域でということだと区や自治会など従来の住民自治組織が重要になってくるのだと思います。具体的な問題が発生しているわけではありませんが、自治基本条例の内容はもう少し実態に踏み込んでいってもいいのかなと感じていま

発 言 者	内 容
	<p>す。地域包括ケアが始まったのが3年前で、今年度から本格的に稼動しております。私は地域包括ケアの会議に出っていますが、中学校区単位で地域をとらえる第2層について、私たち市民からすると範囲が広いと感じています。</p>
会 長	<p>第16条第1項だと住民自治組織等によるコミュニティ活動となっているので、自治会や町内会などの組織を想定しているのだと思います。ところが第16条第2項になるとNPO等によるコミュニティ活動となっています。NPO等というと地縁型ではない組織となると思いますが、NPO等の後ろにコミュニティとつくことに少し違和感があります。また、第1項や第2項にある住民自治組織等によるコミュニティ活動、NPO等によるコミュニティ活動、ボランティア活動とそれぞれがしっかりと整理されていない印象を持ちます。一般的には、住民自治組織やNPOは組織のことを指していますが、ボランティアは個人のことを指しています。もちろん自治基本条例で一般的な意味合いと違う形で規定してはいけないということはありませんが、本来の考え方と大きく変わってしまうことは望ましくないと思います。今この段階で行う必要はありませんが、今後、地縁型、NPO型、ボランティアなどの概念を整理する必要があるのではないかと感じています。</p>
企 画 政 策 課	<p>コミュニティという言葉だけをとりと会長が言われましたとおり、いわゆる地縁型の組織をイメージする人が多いと思います。しかし、自治基本条例の範疇では、コミュニティは地縁型もNPO型も含んでいることとなります。第16条については、市民が市民自治活動を行う時に、一つは住民自治組織を通して活動を行うというプロセスもあれば、いわゆるテーマ型と言われるNPO等を通して活動を行うというプロセスもあり、さらには団体での活動ではないけれども一種のテーマ型としてボランティア活動を通じて市民自治活動を行っていくという3つのプロセスを条文で示しているものと考えております。</p> <p>また、条例制定時は地縁型組織と行政との関わり方、テーマ型組織と行政との協働というのがテーマとしてあり、更には地縁型組織とテーマ型組織がお互いどのように協力しあっていくかということが課題としてありました。そして、今は行政と住民自治組織あるいはNPOとの1対1の関係性ではなくて、地域には、地縁型組織、テーマ型組織、民間企業、大学など色々な組織があるので、行政も1組織として、色々な組織と関わっていくことで地域をつくっていくという動きが出始めていると感じます。例えば、知多半島では円卓会議という言葉で今申し上げた考え方を実現していく動きがあります。</p>
委 員	<p>情報を伝達することは難しいと思いますが、一番は自治会レベルで行政と地域の双方向の情報伝達を行うことが望ましいと思います。行政にはパブリックコメントやワークショップを行ったりしていただいています。地域まで戻るとこのようなことをしていることを知らない人が多いと感じます。</p>
会 長	<p>NPO等によるコミュニティ活動というのは、テーマ型組織による活動のことを指すのですが、誤解を生みやすい表現になっています。また、ボランティア活</p>

発 言 者	内 容
	動とありますが、これは組織によるものではないので、住民自治組織等によるコミュニティ活動やNPO等によるコミュニティ活動とは次元が異なるものが並列的に記載されているのでわかりにくくなっているのだと思います。いずれは、地縁型組織とテーマ型組織の問題と、組織としての住民自治組織やNPOとボランティアの違いを整理していただきたいと思います。
企 画 政 策 課	このことについては第4期でも議論していただき、改正する必要はないという答申をいただいております。また、コミュニティという言葉の定義については自治基本条例の解説で詳しく説明させていただいております。
企 画 政 策 課	(前回配布資料2に沿って第7章・第8章の説明)
会 長	日進市自治基本条例の特色として、第27条に市民、市議会及び市の執行機関は、この条例を遵守しなければならないと書いてあります。一方で、日本国憲法第99条では、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」というように権力者だけ義務を負うことになり、国民は含まれておりません。近代憲法の本質は主権者である国民や住民から権力者にあてた条件書になります。自治基本条例の場合は、市議会、市の執行機関は条例を遵守しなければならないと規定しているだけでなく、市民も守っていこうということが規定されています。市民に身近な政府としての市町村であるので、市と市民が協力してよいまちづくりをしていくという考え方によるものではないかと思います。
委 員	市民参加等が適切に行われているかということについて、第25条に規定された行政評価の一環として行われているのでしょうか。行政評価は何をベースに行われているのかということをお聞きしたいです。
企 画 政 策 課	自治基本条例に基づいた市政運営が行われているのかを評価するのが行政評価ではありません。本市で行われる各事業は予算化され、目的をもって実施していますが、適切に執行されたか、当初の目的どおり効果があったどうかを評価し、来年度に繋げていくことが行政評価になります。
委 員	例えば、議会が行ったことに対して、行政評価の中で評価していくことは可能なのでしょうか。
会 長	第25条の主語は市の執行機関となっているため、議会は含まれません。
委 員	わかりました。行政評価の結果はどこかで確認することはできるのでしょうか。
企 画 政 策 課	毎年度9月下旬に市のホームページ等で公開しております。
会 長	住民投票については、自治基本条例や住民投票条例に規定されているため、条件が整えば実施可能なのですが、実績はゼロということではよろしかったでしょうか。
企 画 政 策 課	そのとおりです。住民投票については、市民の間でも意見が2分されてしまう可能性があるのですが、住民投票を行わなくても、最適解が出るようにしていきたいと考えています。

発 言 者	内 容
会 長	間接民主主義は一種の知恵だと思います。国民投票や住民投票を行うと、しこりが残り、その後もギスギスしてしまいます。市長や市議会議員を選出し、結論を出すようにするのが間接民主主義になります。住民投票という仕組みはあった方がいいと思いますが、乱発することは避けるべきだと思います。
委 員	第25条では市民参加のもとに行政評価を実施し、とありますが、どのような方法で市民参加できるのでしょうか。
企 画 政 策 課	すべての事業ではありませんが、本市では事務事業評価を実施しています。行政評価は自分達が行ったことを事後に自己評価するものであります。このため、一部の事業になってしまいますが、行政改革推進委員会という附属機関で学識の方や民間企業の方などの第三者の視点で評価していただいています。このことをもって市民参加のものと行政評価としてとらえております。
委 員	日進市が地方交付税を交付されている時代に、市長への提案箱に地方交付税をあてにしている市政運営ではだめではないかということを見出したことがあります。この意見に対し、地方交付税は制度であるため地方交付税が交付されるのであるならば活用していく旨の回答をいただきました。行政改革推進委員会のような附属機関を通さなければ、市民の意見は届かないのではと思っております。
企 画 政 策 課	地方交付税については、制度上のものであり、地方交付税の交付を受けないという選択肢はないと考えております。
会 長	市民から市政の情報を公開してほしいとか、意見を聞いてほしいといったことについては、自治基本条例に法的根拠があるということで、仮に裁判があった場合は市民側が有利になると思います。自治基本条例がなければ、情報の公開の実施の有無などについては市の裁量に委ねられる部分がでてきます。 運用のことについては、いくつか留意していただきたいことはありますが、事務局からの各条文の説明及び本委員会による検証の結果、条例の改正は必要ないということによろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	それでは、本委員会の結論として、自治基本条例の改正は必要ないとします。答申の中には、条例に基づく運用について、本委員会でも出された意見についても記載していただければと思います。
企 画 政 策 課	今後事務局で答申案を作成させていただき、委員の皆様にご確認していただいた後、10月に答申していただきたいと思っております。答申案についてはメール等で書面をお送りしますのでご確認をお願いいたします。
会 長	それでは続きまして、議題(2)「日進市自治基本条例の周知啓発について」、担当課から説明をお願いします。
企 画 政 策 課	(資料1に沿って説明)
会 長	この議題については報告がメインとなります。ワークショップ形式で私のゼミの学生と一緒にストーリーを考えたのですが、うまくまとめていただきマンガに

発 言 者	内 容
	なればいいなと感じております。
委 員	私が所属する市民活動団体でストーリーの一部を作りました。自治基本条例の認知度は30～40歳代で低いという結果もありましたので、子育て世代にも共感していただけるようなストーリー作りを心がけました。
会 長	今後もワークショップを開催するなどして、市民に参加していただくことで、認知度があがっていくといいと思います。
会 長	それでは続きまして、議題（3）「日進市個人情報保護条例の一部改正について」、担当課から説明をお願いします。
総 務 課	（資料2に沿って説明）
会 長	個人情報保護条例の場合は、国が法律を作る前にそれぞれの自治体が個人情報保護条例を作ってきたという経緯があります。このため、自治体で作った条例で用いられている用語や枠組みは、国の法律と違っている部分があり、このままだと不都合があったりするので、これまで条例が法律に合わせる形で用語を修正したりしました。このような中、個人情報保護法が改正されたので、これに合わせて自治体の条例を改正することになったのが今回の条例改正にあたるのだと思います。実質的な内容の改正はないということによろしいでしょうか。
総 務 課	そのとおりです。
会 長	今回は法律改正に伴う条例改正なので、特に問題ないと思いますので、このまま条例改正を進めていただければと思います。
	4 その他
	5 閉会